

3 子どもを安心して生み育てる環境づくりのために

だれもが安心して子どもを生み育てることができる環境づくり

北海道子ども未来づくり推進費（平成 17 年度開始）道

子ども政策局子ども政策企画課

総合的かつ計画的な少子化対策を推進するため、第四期「北の大地☆子ども未来づくり北海道計画（計画期間：令和 2 年度～令和 6 年度）」の円滑な推進を図るための体制を整備する。

(1) 北海道子どもの未来づくり審議会の運営

北海道子どもの未来づくりのための少子化対策推進条例第 22 条に基づき設置される「北海道子どもの未来づくり審議会」を開催するとともに、審議会に設置された中高生の委員で構成する「子ども部会」を設置し、子どもの意見を適切に社会に反映する環境づくりを推進する。

- ・「北海道子どもの未来づくり審議会」の開催

(2) 少子化対策圏域協議会の運営

各地域の実情に応じた少子化対策を展開するため、その中核となる組織として設置された「少子化対策圏域協議会」の運営の充実を図る。

- ・設置数 14 圏域に各 1 か所

(418 千円)

子育て支援対策事業費（平成 21 年度開始）道

子ども政策局子ども政策企画課

保育所の計画的な整備等の実施及び認定こども園等の新たな保育の需要への対応、市町村子ども・子育て支援計画に従って、市町村が子ども・子育て家庭等を対象として実施する「地域子ども・子育て支援事業」への支援等を通じて、子どもを安心して育てることができる体制を整備するとともに、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、次の事業に対して助成する。

(1) 子どものための教育・保育給付費負担金 31,947,458 千円

幼稚園、保育所等の教育・保育施設や家庭的保育等の地域型保育事業の利用に係る給付費として市町村が支弁する費用の一部及び令和元年 10 月から実施の幼児教育・保育の無償化に伴う費用や保育士等の処遇改善に伴う費用について負担する。

負担割合 国 1/2、道 1/4、市町村 1/4

(2) 子育て支援施設等利用給付費交付金 846,711 千円

令和元年 10 月から実施の幼児教育・保育の無償化における認可外保育施設等の利用に係る給付費として、市町村が支弁する費用の一部について負担する。

負担割合 国 1/2、道 1/4、市町村 1/4

(3) 幼児教育無償化実施事業 112,578 千円

市町村における幼児教育無償化の実施に要する事務費やシステム改修費について助成する。

(4) 新たな子育て家庭支援の基盤を早急に整備していくための支援 1,044,543 千円

市町村の母子健康包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点を再編し、妊産婦、子育て世帯、子どもへの一体的相談を行う機能を有する機関の整備等を推進するとともに、支援を必要とする妊産婦、子育て世帯、子どもを対象とした新たな家庭支援（訪問支援等）を推進していくことで、包括的な支援体制の構築を図るための費用について助成する。

3 子どもを安心して生み育てる環境づくりのために

(5) 地域子ども・子育て支援事業 6,789,577 千円

事業	負担割合		
	国	道	市町村
利用者支援事業	2/3	1/6	1/6
地域子育て支援拠点事業	1/3	1/3	1/3
乳児家庭全戸訪問事業			
養育支援訪問事業			
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業			
子育て短期支援事業			
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）			
一時預かり事業			
延長保育事業			
病児保育事業			
放課後児童健全育成事業			
実費徴収に係る補足給付を行う事業			
多様な事業者の参入促進・能力活用事業			

(6) 研修事業 16,304 千円

① 放課後児童支援員研修事業

放課後児童支援員として必要となる知識・技能を習得するための全国一律の研修を実施する。

② 子育て支援員研修事業

保育従事者、家庭的保育補助者等として従事する人材の確保及び質の向上を図るために研修を実施する。

③ 地域子育て支援拠点事業所職員等研修

地域子育て支援拠点事業所職員の資質向上のために研修を実施する。

(7) 保育所等の施設整備助成 108,583 千円

負担割合 国 1/2、市町村 1/4、事業者 1/4

(40,865,754 千円)

保育士等資格取得支援事業費（平成 26 年度開始）

子ども政策局子ども政策企画課

保育教諭の確保及び幼稚園教諭免許状を有する者や保育所等に勤務している保育士資格を有していない者の保育士資格等を支援することにより保育教諭及び保育士の増加を図り、子どもを安心して育てることができる体制を整備する。

補助先 事業者

事業	負担割合			
	国	道	政令・中核市	事業者
保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業	1/4	(1/4)	(1/4)	1/2
幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業				
保育所等保育士資格取得支援事業				
保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業				

(政令・中核市が実施する場合、道負担なし)

(246 千円)

3 子どもを安心して生み育てる環境づくりのために

保育士確保対策事業費（平成 28 年度開始）	子ども政策局子ども政策企画課
<p>保育士資格の取得を目指す学生の支援や、保育補助者の雇上支援、未就学児を持つ保育士への支援及び潜在保育士の就職支援を行うため、各種貸付を行う。</p> <p>実施主体 社会福祉法人北海道社会福祉協議会</p> <p>貸付内容 ① 保育士修学資金貸付 ② 保育補助者雇上費貸付 ③ 未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付 ④ 未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付 ⑤ 潜在保育士就職準備金貸付</p>	
(118,004 千円)	

保育緊急確保事業費（平成 26 年度開始）	子ども政策局子ども政策企画課												
<p>認可外保育施設から認可保育所への移行を支援するなど、保育の供給を増やし、待機児童の解消を図る。ほか、地域住民や子育て経験者等の地域の多様な人材を保育に係る周辺業務に活用し、保育士の負担軽減とともに、登園時やプール活動時など一部の時間帯にスポット的に支援者を配置するため、市町村が実施する事業に対して助成する。</p> <p>補助先 市町村</p>													
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事業</th> <th colspan="3">負担割合</th> </tr> <tr> <th>国</th> <th>道</th> <th>市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>認可化移行総合支援事業</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">1/2</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">1/4</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">1/4</td> </tr> <tr> <td>保育体制強化事業</td> </tr> </tbody> </table>		事業	負担割合			国	道	市町村	認可化移行総合支援事業	1/2	1/4	1/4	保育体制強化事業
事業	負担割合												
	国	道	市町村										
認可化移行総合支援事業	1/2	1/4	1/4										
保育体制強化事業													
(183,042 千円)													

放課後児童緊急対策事業費（令和元年度開始）	子ども政策局子ども政策企画課												
<p>子どもの放課後における多様な居場所の確保を図るため、市町村が実施する事業に対して助成する。</p> <p>補助先 市町村</p>													
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事業</th> <th colspan="3">負担割合</th> </tr> <tr> <th>国</th> <th>道</th> <th>市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放課後居場所緊急確保事業</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">1/3</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">1/3</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">1/3</td> </tr> <tr> <td>小規模多機能・放課後児童支援事業</td> </tr> </tbody> </table>		事業	負担割合			国	道	市町村	放課後居場所緊急確保事業	1/3	1/3	1/3	小規模多機能・放課後児童支援事業
事業	負担割合												
	国	道	市町村										
放課後居場所緊急確保事業	1/3	1/3	1/3										
小規模多機能・放課後児童支援事業													
(1,736 千円)													

特別保育事業推進費補助金（平成元年度開始）	子ども政策局子ども政策企画課												
<p>認可外保育施設における衛生・安全対策の向上、保育環境改善のための既存保育所等の改修及び保育所等において医療的ケア児を受け入れる体制整備に要する経費に対して助成する。</p> <p>補助先 市町村</p>													
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事業</th> <th colspan="3">負担割合</th> </tr> <tr> <th>国</th> <th>道</th> <th>市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>待機児童解消促進等事業</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">1/3</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">1/3</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">1/3</td> </tr> <tr> <td>保育環境改善事業（コロナウイルス対策を除く）</td> </tr> </tbody> </table>		事業	負担割合			国	道	市町村	待機児童解消促進等事業	1/3	1/3	1/3	保育環境改善事業（コロナウイルス対策を除く）
事業	負担割合												
	国	道	市町村										
待機児童解消促進等事業	1/3	1/3	1/3										
保育環境改善事業（コロナウイルス対策を除く）													

3 子どもを安心して生み育てる環境づくりのために

医療的ケア児保育支援事業	2/3	1/6	1/6
--------------	-----	-----	-----

(173, 112 千円)

多子世帯の保育料軽減支援事業費（平成 29 年度開始） 道	子ども政策局子ども政策企画課
<p>子育て世帯の経済的負担を軽減するため、3歳未満の第2子以降の保育料を無償化する市町村に対し補助する。</p> <p>補助先 市町村</p> <p>補助率 1/2</p>	
(1, 031, 766 千円)	

社会福祉施設整備事業費（児童福祉施設分）	福祉局地域福祉課 子ども政策局子ども政策企画課
<p>児童厚生施設や放課後児童クラブ等の施設整備に対して助成する。</p>	
(352, 999 千円)	

地域子育て支援センター運営事業（病児保育支援） 道	子ども政策局子ども政策企画課
<p>病児保育のニーズへの対応を図るため、子育て支援活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の病児・緊急対応強化事業の促進を目的に、病児保育の受け皿の拡大を図る。</p> <p>（※地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業（福祉振興・介護保険基盤整備事業））に計上）</p>	

出産・子育て応援事業費（令和4年度開始）	子ども政策局子ども政策企画課
<p>妊娠期から出産・子育てまでの伴走型相談支援と経済的支援を一体的に実施する市町村に対し助成する。</p> <p>（1）伴走型相談支援</p> <p style="padding-left: 20px;">妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援</p> <p style="padding-left: 20px;">補助先 市町村</p> <p style="padding-left: 20px;">補助率 1/6</p> <p>（2）出産・子育て応援給付金</p> <p style="padding-left: 20px;">妊娠届出や出生届出を行った妊産婦に対し、出産育児関連用品の購入助成や子育て支援サービスの利用者負担軽減等を図る経済的支援（計10万円相当）</p> <p style="padding-left: 20px;">補助先 市町村</p> <p style="padding-left: 20px;">補助率 1/6</p>	
(626, 025 千円)	

不妊治療費等助成事業費（令和5年度開始） 道 新	子ども政策局子ども政策企画課
<p>不妊治療費（先進医療）や当該治療に要する交通費等への助成を行う市町村に対し支援する。</p> <p>（1）不妊治療費（先進医療）への支援</p> <p style="padding-left: 20px;">医療保険適用外のため、医療費が高額となる先進医療に係る医療費の一部を助成し、患者の経済的</p>	

3 子どもを安心して生み育てる環境づくりのために

負担を軽減 補助先 市町村 補助率 1/2 (2) 特定不妊治療(先進医療)受診に係る交通費等への支援 自宅から 25km 以上離れた不妊治療の先進医療提供医療機関の受診のための交通費を助成し、患者の経済的負担を軽減 補助先 市町村 補助率 1/2	(61,783 千円)
--	-------------

不妊治療対策事業費（平成 16 年度開始）	子ども政策局子ども政策企画課
不妊症の検査・治療等に関する相談支援体制の充実、普及啓発に向け、協議会の運営や相談会・講演会の実施、広報活動等を行う。	
(3,041 千円)	

不育症治療費助成事業（平成 29 年度開始）	子ども政策局子ども政策企画課
妊娠・出産を望む方を支援するため、流産や死産を 2 回以上繰り返す不育症の原因特定のための検査及び治療に要する高額な医療費に対し助成する。	
助成内容	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 2 回以上の流産、死産、あるいは早期新生児死亡の既往がある方が対象 ・ 年齢、回数制限なし ・ 検査、治療に要した費用に対して、1 回の助成につき 10 万円まで助成する。 	
(4,698 千円)	

乳幼児等医療給付事業費補助金（昭和 48 年度開始） 道 「再掲」	子ども政策局子ども政策企画課
乳幼児等の疾病の早期発見と治療を促進し、保健の向上と福祉の増進を図るため、市町村が実施する医療給付事業に対して助成する。	
補 助 先 市町村等	
補 助 率 医療費 1/2 以内（夕張市は、10/10 以内）	
事 務 費 1/2 以内（夕張市は、10/10 以内）	
(3,114,614 千円)	

ひとり親家庭等医療給付事業費補助金（昭和 48 年度開始） 道 「再掲」	子ども政策局子ども政策企画課
ひとり親家庭等の母又は父及び児童の健康の保持と福祉の増進を図るため、市町村が実施する医療給付事業に対して助成する。	
補 助 先 市町村等	
補 助 率 医療費 1/2 以内（夕張市は、10/10 以内）	
事 務 費 1/2 以内（夕張市は、10/10 以内）	
(901,585 千円)	

3 子どもを安心して生み育てる環境づくりのために

未熟児養育医療給付費（昭和 33 年度開始）「再掲」	子ども政策局子ども政策企画課
母子保健法に基づき、未熟児を健康に育てるために指定医療機関に入院させ必要な医療の給付を行う市町村の必要な医療費に対し一部負担する。	
(80,888 千円)	

療育医療給付費（昭和 36 年度開始）「再掲」	子ども政策局子ども政策企画課
児童福祉法に基づき、骨関節結核、一般結核にかかっている児童を指定療育機関に入院させ、専門的な治療と併せて学校教育に必要な学用品等を支給し、児童の心身両面の育成を図る。	
対 象 者 18 歳未満	
給付内容 入院、学用品、日用品	
(414 千円)	

女性と子どもの健康支援対策事業費（平成 23 年度開始）	子ども政策局子ども政策企画課
<p>(1) 女性の健康サポートセンター事業 女性特有の様々な健康上の課題に対応できるよう、相談体制や普及啓発の充実を図るとともに、関係機関のネットワーク化をすすめ、総合的な母子保健対策の推進を図る。 事業内容 相談対応、ネットワークの推進(思春期保健対策、関係者研修等、母子保健推進活動事業、長期療養児療育指導事業)、妊娠・出産包括支援の推進</p> <p>(2) 不妊専門相談センター事業 「不妊専門相談センター」を設置し、不妊や不育に悩む夫婦からの相談に適切に対応する。 委 託 先 旭川医科大学</p> <p>(3) 受胎調節実地指導員指定等事務費（母体保護相談事業） 母体保護法に基づき、受胎調節実地指導員の指定及び指定証、標識の交付を行う。</p> <p>(4) HTLV-1 母子感染対策事業 国の「HTLV-1 総合対策」に基づき、母子感染対策協議会を設置するとともに、保健所における相談検査体制や関係機関との連携による HTLV-1 の感染予防や啓発等に取り組む。</p> <p>(5) 助産師等空白地域の産後ケア支援事業 助産師等の専門職が不足している地域における市町村の産後ケア事業の実施を支援する。</p>	
(2,825 千円)	

新生児聴覚検査体制整備事業（平成 23 年度開始）	子ども政策局子ども政策企画課
聴覚障がい早期発見・早期療育が図られるよう、新生児聴覚検査に係る協議会の設置等により、推進体制の整備を行う。	
(249 千円)	

妊娠高血圧症候群等療養援護費（昭和 54 年度開始）<u>道</u>	子ども政策局子ども政策企画課
妊娠高血圧症候群等になり患している妊産婦のうち、低所得者に対して、その早期治療を促進し、母体の保護と未熟児等の発生の防止を図るため、療養費を助成する。	
対象疾患 妊娠高血圧症候群、糖尿病、貧血、産科出血	

3 子どもを安心して生み育てる環境づくりのために

(297 千円)

先天性代謝異常等検査費（昭和 52 年度開始）道	子ども政策局子ども政策企画課
<p>先天性代謝異常疾患等の早期発見を図るため、新生児に対し、血液検査を行うことにより障がいの発生を予防する。</p>	
<p>対象疾患 先天性代謝異常（フェニールケトン尿症、楓糖尿症（メープルシロップ尿症）、ホモシスチン尿症、ガラクトース血症、先天性副腎過形成症、先天性甲状腺機能低下症（クレチン症）等全 26 疾患）</p>	
<p>検査機関 一般財団法人北海道薬剤師会公衆衛生検査センター</p>	
(49,031 千円)	

周産期医療システム整備事業費（平成 13 年度開始）「再掲」	地域医療推進局地域医療課
<p>地域において、妊娠、出産から新生児期に至る総合的な周産期医療体制を整備し、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりの推進を図る。</p>	
<p>① 運営費補助金 補助先 25 か所 補助率 1/3(国 1/3)</p>	
<p>② 周産期救急情報システム運営費</p>	
(571,812 千円)	

周産期医療対策支援事業費（平成 21 年度開始）「再掲」	地域医療推進局地域医療課
<p>分娩を取り扱う施設の少ない地域の産科医療機関等への支援により、周産期医療体制の確保を図る。</p>	
<p>(1) 産科医療機関確保事業 136,860 千円</p>	
<p>不採算産科医療機関への運営費等に対する補助</p>	
<p>補助先 医療機関 6 病院</p>	
<p>補助率 10/10 (国 1/2、道 1/2)</p>	
<p>(2) 分娩取扱施設整備事業 14,179 千円</p>	
<p>分娩を取り扱う医療機関への施設整備費及び設備整備費に対する補助</p>	
<p>補助先 医療機関 3 病院</p>	
<p>補助率 1/2 (国 1/2)</p>	
(151,039 千円)	

救急勤務医・産科医等確保支援事業（平成 21 年度開始）道「再掲」	地域医療推進局地域医療課
<p>救急医療機関において休日及び夜間の救急医療に従事する医師や、地域でお産を支える産科医等、NICU において新生児医療を担当する新生児科医に手当を支給することにより、処遇改善を通じた医師の確保を図るとともに、臨床研修修了後の専門的な研修において、産科を選択する医師に対し研修医手当を支給することにより、将来の産科医療を担う医師の育成を図る。</p>	
<p>(1) 救急勤務医手当 42,528 千円</p>	
<p>過酷な勤務状況にある救急医等の処遇改善を目的として支給されている手当の一部に対する補助</p>	
<p>補助先 医療機関 34 か所</p>	
<p>補助率 1/3 (道 1/3)</p>	
<p>(2) 新生児医療担当医手当 2,919 千円</p>	
<p>NICU において新生児医療を担当する医師の処遇改善を目的として支給されている手当の一部に</p>	

3 子どもを安心して生み育てる環境づくりのために

<p>対する補助。</p> <p>補助先 医療機関 5か所</p> <p>補助率 1/3 (道1/3)</p> <p>(3) 分娩手当 68,143千円</p> <p>分娩を取り扱う産科医及び助産師の処遇改善を目的として支給されている手当の一部に対する補助。</p> <p>補助先 医療機関 47か所</p> <p>補助率 1/3 (道1/3)</p> <p>(4) 研修医手当 600千円</p> <p>産科研修医を受け入れている医療機関への補助</p> <p>補助先 医療機関 1か所</p> <p>補助率 1/3 (道1/3)</p>	(114,190千円)
--	-------------

<p>小児患者バクトランスファー固定翼機運航事業費 (令和5年度開始) 新「再掲」</p>	地域医療推進局地域医療課
<p>高度・専門医療機関で治療を受けた小児患者のうち、継続した医学的管理が必要であり、固定翼機以外での代替搬送が難しい小児患者を対象に、地域の医療機関へ固定翼機によるバクトランスファー（戻り搬送）を行う。</p>	
(34,289千円)	

<p>妊産婦安心出産支援事業費（平成28年度開始） 道</p>	子ども政策局子ども政策企画課
<p>分娩可能な医療機関が身近な地域にない妊産婦について、安心して子どもを産むことができる環境を整備するため、健診や出産の際の交通費及び宿泊に要する経費を助成する。</p>	
(12,081千円)	

<p>妊娠相談体制強化事業費（令和4年度開始）</p>	子ども政策局子ども政策企画課
<p>予期せぬ妊娠等により、悩みや不安を抱えた若年妊婦等への支援に向け、平日の夜間・休日に相談窓口を設置するなどの相談体制を強化する。</p>	
(12,081千円)	

<p>母子父子寡婦福祉対策費（昭和45年度開始） 道</p>	子ども政策局子ども家庭支援課
<p>母子福祉資金貸付金等の償還促進指導を行うため、母子福祉資金等償還促進協力員を配置する。</p> <p>配置先 各総合振興局及び振興局</p>	
(21,709千円)	

<p>児童手当支給費（昭和46年度開始）</p>	子ども政策局子ども家庭支援課
<p>児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的に市町村が支給する児童手当に対し、児童手当法に基づき費用を負担する。</p> <p>実施主体 市町村</p>	

3 子どもを安心して生み育てる環境づくりのために

支給月額	3歳未満	15,000円
	3歳以上小学校修了前（第1・2子）	10,000円
	3歳以上小学校修了前（第3子以降）	15,000円
	中学生	10,000円
	特例給付（所得制限以上世帯）	5,000円
対象児童数	延5,374,257人負担割合	
3歳未満	被用者	国 37/45（事業主 7/15 含む） 道 4/45 市町村 4/45
	非被用者	国 2/3 道 1/6 市町村 1/6
3歳以上小学校修了前	第1・2子	国 2/3 道 1/6 市町村 1/6
	第3子以降	国 2/3 道 1/6 市町村 1/6
	中学生	国 2/3 道 1/6 市町村 1/6
特例給付		国 2/3 道 1/6 市町村 1/6

(8,975,978,998千円)

社会福祉施設産休等代替職員設置費（昭和37年度開始） 道	子ども政策局子ども政策企画課
社会福祉施設等に勤務する保育士など常勤職員の出産及び職員の病気欠勤に伴う代替職員の雇用に必要な経費に対して助成する。	
補助先 市町村、法人等	
単価 1日 5,900円	
(928千円)	

ひとり親家庭等生活支援事業費補助金（昭和60年度開始）	子ども政策局子ども家庭支援課
ひとり親家庭等において、必要な場合に家庭生活支援員を派遣し又は相談・支援事業を行うことにより、ひとり親家庭等の地域での生活を総合的に支援し、その生活の安定を図る。	
補助先 市町村	
負担割合 国 1/2、道 1/4、市町村 1/4	
(1) 家庭生活支援員派遣事業	
ひとり親家庭の親、当該家庭の児童又は寡婦において、一時的に介護・保育等のサービスが必要な場合や生活環境の激変により日常生活を営むのに支障がある場合に、市町村が実施する生活援助又は子育て支援事業に対して助成する。	
(2) 生活向上事業	
ひとり親家庭を対象にした生活支援や子どもの学習支援、食事の提供など、市町村が実施する支援事業に対して助成する。	
(14,056千円)	

母子父子寡婦福祉資金貸付金（特別会計）（昭和28年度開始）	子ども政策局子ども家庭支援課
ひとり親家庭等の経済的自立を促進するため、事業開始資金など各種資金の貸付けを行う。	
貸付事業費 712,992千円	
貸付事務費 36,581千円	
諸支出金 300,000千円	

3 子どもを安心して生み育てる環境づくりのために

(1,049,573千円)

小児救急電話相談事業費（平成16年度開始）道「再掲」	地域医療推進局地域医療課
保護者等が電話により小児科医や看護師から子供の症状に応じた適切なアドバイスを受ける「小児救急電話相談事業」を実施する。	
(26,314千円)	

小児慢性特定疾患医療費（昭和48年度開始）「再掲」	健康安全局地域保健課
小児慢性疾患のうち特定の疾患について治療研究（医療費助成）を行い、医療の確立や普及を図るとともに、患者家族の医療費の負担を軽減する。	
対象疾患群 悪性新生物など16疾患群	
(494,667千円)	

発達障害者支援体制整備事業費（障がい児等支援体制整備事業費） （平成17年度開始）	福祉局障がい者保健福祉課
道内の発達障がい者等に対する乳幼児期から成人期までの各ライフスタイルに対応した一貫した支援体制の整備を図り、発達障がい者等の福祉の向上を図る。	
<p>(1) 発達障害者支援センターの整備 41,316千円 発達障がい者及びその家族等に対して相談、情報提供等の専門的支援を行うとともに、各地域における市町村及び関係機関の体制整備を支援する。</p>	
<p style="padding-left: 40px;">発達障害者支援センター 3か所</p>	
<p>(2) 発達障害者支援体制整備事業 1,444千円</p> <p>① 発達障害者支援体制整備検討委員会 発達障害者支援体制について、関係機関と検討を行う</p> <p>② 発達障害支援啓発事業 発達障がいの理解啓発、発達障がい者等の地域支援体制確立のためのフォーラム等を開催</p> <p>③ 家族支援体制整備事業 ペアレントメンター養成研修を実施</p>	
(42,760千円)	

特別児童扶養手当支給事務費（昭和39年度開始）	福祉局障がい者保健福祉課
特別児童扶養手当の認定等に関する業務の円滑な促進を図り、障がい児の福祉増進に努める。	
【特別児童扶養手当】	
精神又は身体に重度若しくは中度の障がいを有する児童（20歳未満）を監護又は養育する者に特別児童扶養手当（全額国庫負担）を支給し、その福祉の増進を図る。	
<p>支給月額 児童1人 1級 53,700円 2級 35,760円</p>	
受給者数7,769人（令和4年12月末現在）	
(18,805千円)	

3 子どもを安心して生み育てる環境づくりのために

<p>育成医療給付費（昭和 29 年度開始）「再掲」</p>	<p>福祉局障がい者保健福祉課</p>
<p>障害者総合支援法に基づき、身体に障がいのある児童に対し、生活能力を得るために必要な医療の給付を行う。</p> <p>対象者 18 歳未満</p> <p>給付内容 入・通院</p> <p>（肢体不自由、視覚障がい、聴覚・平衡機能障がい、音声・言語・そしゃく機能障がい、心臓機能障がい、じん臓機能障がい、その他の内臓機能障がい、肝臓機能障がい、免疫の機能の障がい）</p> <p style="text-align: right;">(25, 616 千円)</p>	

<p>誰もが働きやすい職場環境づくり事業費（平成 17 年度開始）道</p>	<p>経済部雇用労政課</p>
<p>仕事と家庭の両立ができる職場環境の整備を含めた働き方改革の推進を図るため、関係法令や制度の普及啓発とともに、働き方改革に取り組む企業の認定を行うなど、誰もが働きやすい職場環境づくりを支援する。</p> <p>(1) 北海道働き方改革推進企業認定制度の運用</p> <p>就業環境の改善をはじめとする働き方改革の取組を行っている道内企業を、その取組の熟度に応じて認定し、認定企業には様々な優遇措置を提供する。</p> <p>(2) 北海道働き方改革推進企業・女性活躍の表彰</p> <p>仕事と家庭の両立や女性活躍につながる働き方改革の取組を積極的に推進している道内企業を表彰する。</p> <p>(3) 啓発用ハンドブックの作成・配布</p> <p>育児・介護休業法等の労働関係法令や労使への支援制度、両立支援の取組事例等を紹介したハンドブックを作成・配布する。</p> <p style="text-align: right;">(429 千円)</p>	

<p>地域少子化対策強化事業費（平成 26 年度開始）</p>	<p>子ども政策局子ども政策企画課</p>
<p>結婚、妊娠・出産、子育ての一貫した切れ目ない支援を行うことを目的に、結婚支援、妊娠・出産支援、子育て支援に関する取組を行うとともに、これらの支援を切れ目なく行うための地域の基盤づくりを推進する。</p> <p style="text-align: right;">(342, 371 千円)</p>	

子どもが健やかに成長するための環境づくり

<p>家庭児童相談室設置運営事業費（昭和 39 年度開始）道</p>	<p>子ども政策局子ども家庭支援課</p>
<p>家庭における児童の諸問題について相談指導を行うため、総合振興局及び振興局に設置する家庭児童相談室に家庭相談員を配置する。</p> <p>配置箇所 各総合振興局及び振興局</p> <p style="text-align: right;">(24, 418 千円)</p>	

児童虐待防止対策等推進事業費（平成 13 年度開始）	子ども政策局子ども家庭支援課
<p>「未然防止、早期発見・対応」、「適切な保護・支援」、「児童相談体制強化」の観点による施策により、複雑・多様化する児童虐待問題への対応を図る。</p>	
<p>(1) 未然防止、早期発見・対応</p>	
<p>① 子どもの安全・安心ネットワーク推進事業 3,738 千円 要支援家庭への支援の重層化を図るとともに、要保護児童対策地域協議会への関与などにより、子育てに優しい地域づくり及び虐待予防体制の充実を図る。</p>	
<p>② 児童虐待専門研修の実施 996 千円 地域における関係機関の職員等を対象とした児童虐待の事例検討と専門家招聘による児童家庭相談等に関する研修及び施設における基幹的職員を養成するための研修を実施する。</p>	
<p>③ 要保護児童対策連絡協議会の設置 96 千円 関係機関相互の情報交換や協議等を行う連絡協議会を設置する。</p>	
<p>④ 児童虐待対応プロジェクトチームの設置 406 千円 弁護士や医師等の専門的見地から困難ケースの援助方策の提言を行うプロジェクトチームを各児童相談所に設置する。</p>	
<p>⑤ 子ども未来づくり市町村支援総合相談・研修事業 425 千円 児童福祉法等の改正に伴い、平成 17 年 4 月より児童家庭相談に関する業務等を行うこととされた市町村の児童相談体制整備や技術的支援を行う。</p>	
<p>⑥ 児童虐待法的対応機能・医療的対応機能強化事業 9,399 千円 児童相談所が行う児童虐待に関する業務を円滑に行うため、弁護士による法的支援及び医師による医学的判断・治療等を実施する。</p>	
<p>(2) 適切な保護・支援</p>	
<p>① 里親養育包括支援事業 29,180 千円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 里親制度普及促進事業 養育里親及び専門里親の認定・登録及び更新を希望する者に対し、子どもの養育に必要な知識と子どもの状況に応じた養育技術を身につけるための研修を実施する。 また、里親の資質向上のための研修、相談・援助など、関連事業を北海道里親会連合会に委託して実施する。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 里親委託推進・支援等事業 里親委託の推進や里親支援等を円滑に進めるため里親推進等検討会を設置するほか、里親の負担を軽減するための里親相互の相談援助や交流の促進など里親家庭に対して子どもの養育に関する支援を行う。 また、委託里親の交流や委託児童の自立支援及び里子の安心な養育環境を整備するため関連事業を北海道里親会連合会に委託して実施するとともに、里親支援専門相談員を配置する児童養護施設等に委託し、未里親里親や養育経験の少ない里親へのトレーニングを実施する。 里親のリクルート及びアセスメント、登録前・後及び委託後における里親に対する研修、子どもと里親家庭のマッチング、里親養育への支援に至るまでの一貫した里親養育支援に関する相談・支援を総合的に実施する。 	
<p>② 児童家庭支援センター運営事業 70,631 千円 虐待や非行等、児童の福祉に関する問題について相談に応じる児童家庭支援センターを全道 8</p>	

3 子どもを安心して生み育てる環境づくりのために

<p>か所で運営(委託)する。</p> <p>③ ふれあい心の友訪問等援助事業 59 千円 児童福祉司等の助言・指導のもと、大学生等をひきこもり、不登校児童の家庭に派遣し当該児童とのふれあいなどを通じて福祉の向上を図る。</p> <p>④ 一時保護所学習支援事業 3,223 千円 一時保護児童の学習権の保障、学習支援の充実を図るため、学習支援員により学力に応じた学習支援を実施する。</p> <p>⑤ 未成年後見人支援事業 2,171 千円 未成年後見人が必要とする報酬、及び未成年後見人と被後見人が加入する損害保険料を助成することで、未成年後見人の確保と児童等の日常生活の支援や福祉の向上に資することを目的とする。</p> <p>(3) 児童相談体制強化</p> <p>① 児童相談所カウンセリング体制の強化 6,080 千円 児童相談所において保護者等に対するカウンセリングを効果的に実施するため、精神科医等の協力により体制の整備を図るとともに、道内・外の専門機関による研修を受講するなど、児童相談所職員の専門スキルの向上を図る。</p> <p>② 児童虐待対応基盤整備 17,945 千円 急増する児童虐待に迅速かつ適切に対応するため、各児童相談所に公用車等の各種備品を整備する。</p> <p>③ 児童相談所保護機能・虐待通告対応機能強化事業 14,075 千円 一時保護児童に対する学習支援などの保護機能の強化と緊急の児童虐待通告に対応するため各児童相談所に一時保護(虐待通告)対応協力員を配置する。</p> <p>④ 児童相談所職員専門研修 19,840 千円 児童虐待事案をはじめとする複雑・困難な事案に迅速かつ適切に対応できる職員を育成するため、実践的なカリキュラムによる各種研修の充実を図り、児童相談所や市町村等における職員の専門性を強化する。</p> <p style="text-align: right;">(179,025 千円)</p>
--

SNS相談委託事業費（令和4年度開始）	子ども政策局子ども家庭支援課
<p>児童虐待防止に向けて、子どもや家庭がより相談しやすくなるよう、厚生労働省が開発・運用するSNSを活用した全国統一の相談支援システムによる相談対応等を実施する。</p> <p style="text-align: right;">(22,795 千円)</p>	

ヤングケアラー支援体制強化事業費（令和4年度開始）	子ども政策局子ども家庭支援課
<p>潜在化しやすいヤングケアラー支援に向けた、早期発見のための研修や相談窓口の開設、支援体制の整備等を実施する。</p> <p style="text-align: right;">(15,704 千円)</p>	

3 子どもを安心して生み育てる環境づくりのために

保育緊急確保事業費（平成 26 年度開始）「再掲」	子ども政策局子ども政策企画課												
<p>認可外保育施設から認可保育所への移行を支援するなど、保育の供給を増やし、待機児童の解消を図るほか、地域住民や子育て経験者等の地域の多様な人材を保育に係る周辺業務に活用し、保育士の負担軽減とともに、登園時やプール活動時など一部の時間帯にスポット的に支援者を配置するため、市町村が実施する事業に対して助成する。</p> <p>補助先 市町村</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事業</th> <th colspan="3">負担割合</th> </tr> <tr> <th>国</th> <th>道</th> <th>市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>認可化移行総合支援事業</td> <td rowspan="2">1/2</td> <td rowspan="2">1/4</td> <td rowspan="2">1/4</td> </tr> <tr> <td>保育体制強化事業</td> </tr> </tbody> </table>		事業	負担割合			国	道	市町村	認可化移行総合支援事業	1/2	1/4	1/4	保育体制強化事業
事業	負担割合												
	国	道	市町村										
認可化移行総合支援事業	1/2	1/4	1/4										
保育体制強化事業													
(183,042 千円)													

こどもの権利養護体制強化事業費（令和 5 年度開始）新	子ども政策局子ども家庭支援課
<p>児童相談所の一時保護や施設入所等の措置に対して、子どもの権利や意見表明を支援する体制の構築を図る。</p>	
(10,000 千円)	

児童相談所及び一時保護所費（昭和 23 年度開始）	子ども政策局子ども家庭支援課
<p>児童に関する相談に応じるとともに、判定、指導等を行うため、児童相談所を設置、運営する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 養護、ぐ犯行為、肢体不自由、知的障がい等の問題についての相談 ② 医学的、心理学的、教育学的、社会的診断 ③ 必要な調査及び指導 ④ 一時保護 ⑤ 施設入所等の措置 <p style="margin-left: 20px;">設置箇所 8 か所</p> <p style="margin-left: 20px;">設置場所 札幌市、函館市、旭川市（分室－稚内市）、室蘭市（分室－苫小牧市）、釧路市、帯広市、北見市、岩見沢市</p>	
(653,249 千円)	

児童福祉施設管理費（令和 3 年度開始）	子ども政策局子ども家庭支援課
<p>児童相談所の狭隘化及び老朽化の状況を踏まえ、計画的に児童相談所の改修・増築工事を実施する。</p>	
(249,639 千円)	

子どもの死亡予防策検証モデル事業費（令和 3 年度開始）	子ども政策局子ども政策企画課
<p>予防可能な子どもの死亡を減らすため、国のモデル事業を活用し、試行的に「予防のための子どもの死亡検証（CDR）」を実施する。</p>	
(8,459 千円)	

3 子どもを安心して生み育てる環境づくりのために

北海道子どもの貧困対策ネットワーク事業費（平成 28 年度開始）	子ども政策局子ども家庭支援課
<p>貧困家庭の子どもに対する地域の実情に応じた支援のあり方について検討するとともに、子どもの居場所の新規開設に向けて、アドバイザーの派遣や電話相談を実施するとともに運営者等向けの研修を実施する。</p>	
(6,073 千円)	

児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業費（平成 28 年度開始）	子ども政策局子ども家庭支援課
<p>児童養護施設等の退所者で安定した生活基盤の確保が困難な状況にある就職者又は進学者に対し、生活費等の貸付を行う。</p> <p>実施主体 社会福祉法人北海道社会福祉協議会 （平成 28 年度に貸付原資として 290,402 千円を一括補助済）</p> <p>貸付対象 ① 生活支援費(月額 50,000 円～) ② 家賃支援費(家賃相当額(生活保護制度上の住宅扶助額を限度)) ③ 資格取得支援費(実費(上限 250,000 円))</p>	

社会的養護自立支援事業（平成 29 年度開始）	子ども政策局子ども家庭支援課
<p>児童養護施設等の退所者等に対して、支援コーディネーターが継続支援計画を作成し、居住費や生活費等の支給を実施することにより、将来の自立に結びつける。</p>	
(370,614 千円)	

就学者自立生活援助事業（平成 29 年度開始）	子ども政策局子ども家庭支援課
<p>児童自立支援生活援助事業を受けている大学等に就学中（満 20 歳から満 22 歳の年度の末日までの間）の者に対して、生活費等を支給することにより、社会的自立の促進に寄与する。</p>	
(1,883 千円)	

民生委員関係経費（昭和 23 年度開始）	福祉局地域福祉課
<p>地域における社会福祉の増進は、民生委員・児童委員の積極的な活動に負うところが大きいことから、その資質の向上を図るために必要な知識技術についての指導訓練を充実強化し、その活動を促進する。</p> <p>民生委員・児童委員委解嘱経費 2,824 千円 民生委員・児童委員指導訓練費 91,643 千円 民生委員・児童委員活動弁償費(8,454 人) 512,323 千円 民生委員・児童委員研修事業費 6,253 千円</p>	
(613,043 千円)	

市町村地域生活支援等事業費補助金（平成 18 年度開始）	福祉局障がい者保健福祉課
<p>障がい者及び障がい児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的・効果的に実施し、もって障がい者等の福祉の増進を図る。</p> <p>補助先 市町村 補助率 国 1/2 以内、道 1/4 以内</p>	

3 子どもを安心して生み育てる環境づくりのために

(1,154,410千円)

<p>障がい児等支援体制整備事業費（平成17年度開始） 道</p>	<p>福祉局障がい者保健福祉課 子ども政策局子ども家庭支援課</p>
<p>障がい等により特別な支援を必要とする児童及びその家族に対して、より身近な地域で適切な支援を行うための一貫した体制を整備することにより、地域における子育て支援体制の充実を図る。</p> <p>(1) 道立施設専門支援事業 2,277千円 道立施設による専門的支援の実施 道立施設 子ども総合医療・療育センター 旭川子ども総合療育センター</p> <p>(2) 発達支援関係職員実践研修事業 648千円 子どもの発達支援に関わる実践的な知識について研修 実施箇所 14か所</p> <p>(3) 障害児等自立支援研修事業 5,427千円 障がい児（者）、家族及び地域住民を対象とした研修事業の実施 実施主体 公益財団法人北海道肢体不自由児者福祉連合協会 一般社団法人北海道手をつなぐ育成会 公益社団法人日本重症心身障がい福祉協会北海道ブロック</p> <p>(4) 難聴児支援事業 5,288千円 聴覚障がい乳幼児の早期療育体制の充実を図るため、道立聾学校において、聴覚障がい乳幼児相談・指導を実施する。 実施箇所 道立聾学校 6校 また、聴覚障がい乳幼児に関わる事業所職員の資質向上を図るため、研修を行う。</p> <p style="text-align: right;">(13,640千円)</p>	

<p>身体障害者扶助費（昭和25年度開始）</p>	<p>福祉局障がい者保健福祉課</p>
<p>身体障がい者（児）の必要とする更生医療及び補装具費の給付を行う。</p> <p>【更生医療】 障がいの除去、軽減により、職業能力を増進し、又は、日常生活を容易にする等の身体障がい者の更生に必要な医療。</p> <p style="text-align: right;">(3,406,986千円)</p>	

<p>地域人権啓発活動活性化事業費【子どもの権利擁護事業】 （平成17年度開始）</p>	<p>環境生活部</p>
<p>児童虐待は児童の著しい権利の侵害であることから、その防止や周知のため、児童虐待の未然防のためのシンポジウムを開催する。</p> <p style="text-align: right;">(429千円)</p>	

3 子どもを安心して生み育てる環境づくりのために

青少年非行防止特別対策事業費（平成 11 年度開始） 道	子ども政策局子ども家庭支援課
北海道青少年健全育成条例の遵守徹底と青少年に有害な環境の浄化を図るため、行政と地域住民との協働による有害環境浄化活動を推進するとともに、非行の未然防止等を図る。 ① 図書類販売店舗への立入調査等 ② リーフレット等の啓発資材の作成 ③ 少年の主張の開催 <p style="text-align: right;">(1, 100 千円)</p>	

女性相談援助センター管理費（平成 7 年度開始） 道	子ども政策局子ども家庭支援課
保護や自立援助が必要な女性に対して、相談対応のほか、一時保護を行うなど、女性の福祉増進を図ることを目的として、女性相談援助センターを設置、運営する。設置場所 札幌市 ① 相談 ② 医学的、心理学的、職能的判定 ③ 一時保護、収容保護 ③ 必要な調査及び指導 <p style="text-align: right;">(83, 481 千円)</p>	

女性相談援助対策事業費（昭和 32 年度開始）	子ども政策局子ども家庭支援課
売春防止法及び配偶者暴力防止法に基づく婦人相談員並びに配偶者暴力被害者等とともに一時保護された同伴児童への対応を行う保育指導員を女性相談援助センターに配置し、相談支援体制の充実を図る。 配置人員 婦人相談員 4 人、保育指導員 1 人 <p style="text-align: right;">(18, 042 千円)</p>	

配偶者暴力被害者支援対策費（平成 11 年度開始）	子ども政策局子ども家庭支援課
配偶者暴力防止法に基づき、配偶者暴力被害者の一時保護（委託を含む）、相談等に対応する関係職員の資質向上のための研修を行うほか、民間シェルターが行う相談、被害者自立支援の活動を支援する。 <p style="text-align: right;">(44, 018 千円)</p>	

北の大地のめぐみ愛食総合推進事業費（どさんこ食育推進事業費） （平成 29 年度開始）	農政部
第 4 次北海道食育推進計画（どさんこ食育推進プラン）に基づき、地域のネットワークを強化することにより、道民運動として食育を推進するとともに、令和 3 年 3 月に策定した「北海道食品ロス削減推進計画」を踏まえ「どさんこ愛食食べきり運動」を展開し、家庭や外食での食べ残しを減らすための啓発など、食品ロス削減に向けた取組を進める。 (1) 食育の推進 食育推進検討委員会の開催、優良な活動への表彰、食育推進ネットワーク会議の開催、食育講座、体験教室の開催 (2) 食品ロス対策の推進 食品ロス対策会議等の開催、食べ残し等削減セミナー、消費者向け学習会の開催 (3) 市町村等の取組への支援（補助金）	

3 子どもを安心して生み育てる環境づくりのために

補助先 市町村、民間団体 補助率 国 10/10 事業内容 食育シンポジウム等の開催ほか	(2定 40,045 千円)
--	----------------

放課後子供教室推進事業費（平成 19 年度開始）	教育庁社会教育課
放課後や週末等に学校の余裕教室等を活用して、子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、地域住民の参画を得て、子どもたちに学習や様々な体験・交流活動の機会を通じて、子どもたちの社会性・自主性・創造性等の豊かな人間性を涵養するとともに、地域社会全体の教育力の向上を図る。	
(1) 放課後子供教室に対する運営費補助の実施 補助率 国・道 1/3 以内、市町村 1/3 以上 補助実績 令和 4 年度 65 市町村 150 教室	
(2) 「北海道地学協働活動推進会議」の設置 事業推進策を検討（年 3 回）	
(3) 「放課後活動推進協議会」の実施 4 地域各 2 回、計 8 回	
(43,312 千円)	

子ども相談支援センター事業費（平成 27 年度開始）	教育庁生徒指導・学校安全課
いじめや不登校などの学校等で生じる様々な問題について、子どもや保護者から直接相談を受けて問題解決につなげる支援を実施。	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 電話相談 毎日 24 時間対応、フリーダイヤル ・ メール相談 毎日 24 時間受付 ・ 来所相談 子ども相談支援センター（札幌市）（10 時～16 時） 	
(19,201 千円)	

子どもや子育て家庭を社会全体で支援する地域づくり

地域のせわずき・せわやき隊（平成 17 年度開始）	子ども政策局子ども政策企画課
子どもや子育て家庭に対する、声かけ、見守り、子どもの預かりなどの子育て支援を行っている子育て経験者や高齢者によるボランティア団体、地域の読み聞かせや子育てサークルなどを登録する事業として、平成 17 年度から実施。	

どさんこ・子育て特典制度（平成 18 年度開始）	子ども政策局子ども政策企画課
妊娠中の方や小学生までの子どもがいる世帯を対象に、市町村を通じて配布した特典カードを道内の協賛店・施設等で提示すると、商品の割引等の特典サービスが受けられる制度で、市町村、商工団体、企業などの協力により実施。	

3 子どもを安心して生み育てる環境づくりのために

ユースプランナー（令和4年度開始）	子ども政策局子ども政策企画課
大学生など若い世代の感性や意見を子育て施策に反映させるため、ユースプランナー制度を運営する。	

こどもファスト・トラック、こどもまんなか応援サポーター（令和5年度開始） 新	子ども政策局子ども政策企画課
妊婦中の方や子ども連れの方を優先する「こどもファスト・トラック」の取組について、優先窓口のほか、優先駐車場や授乳室の設置など、全ての道立施設において、それぞれの施設状況に応じて実施するとともに、子どもや子育てを応援する「こどもまんなか応援サポーター」の取組を併せて促進し、道が率先して行動することで、子どもや子育て中の方々を応援する社会的な気運の醸成を図る。	